

一般社団法人 みらぶる 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人みらぶる と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都杉並区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 当法人は、次のことを目的とする。

- (1) 広く多くの人たちが、生涯スポーツである水泳の楽しみに親しめるような機会を提供し、健康な体や体力の保持増進、技能と精神力、知力を含め心豊かに繋がる支援をすること。
- (2) 地域住民、行政、学校、施設、諸団体、企業等で連携と絆を深め、継続的で心身の健全な発達及び泳ぎの振興を地域社会への還元すること。
- (3) 泳ぎのノウハウや技術を社会に広め、自立を支援するコンサルタントを育成することで水泳の普及と発展の活性化に貢献すること。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 教室（団体、グループ）の企画・運営に関する事業
- (2) 個別指導（マンツーマン、個人レッスン）に関する事業
- (3) 指導者の育成に関する事業
- (4) 指導者派遣に関する事業（国・公共団体・学校及び諸団体への指導者派遣等）
- (5) 大会・催事の企画・運営・施行に関する事業
- (6) 防災救助・まちづくりの企画、運営に関する事業
- (7) 子育て・青少年育成に関する事業
- (8) 物品の制作・販売に関する事業
- (9) 国際交流活動に関する事業
- (10) 公共施設管理・保養所の管理・運営に関する事業
- (11) その他当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることが出来ない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第3章 社員

(社員の資格の取得)

第6条 当法人の社員になろうとする者は、理事会が別に定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、社員は、社員総会において別に定める額の会費を支払わなければならない。

(任意退社)

第8条 社員は、理事会において別に定める退社届を提出することにより、任意に退社することができる。

(除名)

第9条 社員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会の決議によって当該社員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) 当法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(社員資格の喪失)

第10条 前8条の場合のほか、社員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、

その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を1年以上滞納したとき。
- (2) 総社員が同意したとき。
- (3) 当該社員が死亡し、又は解散したとき。
- (4) 除名されたとき。

(拠出金品の不返還)

第11条 既納の費用、その他の拠出金品は返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第12条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第13条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任

- (3) 理事及び監事の報酬及びその基準
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び合併
- (7) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第14条 社員総会は、定時社員総会として毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第15条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

- 2 総社員の議決権の5分の1以上の議決権を有する社員は、代表理事に対し社員総会の目的である事項及び招集の理由を示して、社員総会の招集を請求できる。

(議長)

第16条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故あるときは、その社員総会において、出席した社員の中から議長を選出する。

(議決権)

第 17 条 社員総会における議決権は、社員 1 名につき 1 個とする。

第 18 条 社員総会の決議は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 社員の除名

(2) 監事の解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第 1 項の決議を行わなければならない。監事の候補者の合計数が第 20 条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第 19 条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に記名押印する。

第 5 章 役員

(理事の設置)

第 20 条 当法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 3 名以上を置く。

(2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を代表理事とする。

3 代表理事以外の理事のうち 2 名を業務執行理事とする。

(協力員)

第 21 条

2 この法人に協力員を置くことができる。

(1) 協力員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のために事業に協力するものとする。

(2) 協力員は、代表理事が認めた個人、グループ、団体、企業とする。

(3) 協力員に関する規程は、別に定める。

(役員を選任)

第 22 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの 1 名とその配偶者又は 3 親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の 3 分の 1 を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、当法人を代表とし、業務を執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第 25 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 監事の任期は、選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 3 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 4 理事又は監事は、第 20 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第 27 条 社員総会において定めるものとする。

(責任の免除)

第 28 条 当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法令により、外部理事との間に賠償責任を限定する契約を締結することができる。

第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 当法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(招集)

第 31 条 理事会は、代表理事が招集する。

2 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第32条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思を示したときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が意義を述べたときは、この限りではない。

(議事録)

第33条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 計算

(事業年度)

第34条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 35 条 当法人の事業計画書及び収支決算については、毎事業年度開始の前日までに、
代表理事が作成し、理事会の承認を受けなければならない。変更する場合も、
同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 36 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類
を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出
し承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書
- (5) 貸借対照表及び損益計算書の附属明細書

- 2 前項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、
社員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

第8章 基金

(基金)

第37条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

- 2 拠出された基金は、基金の拠出者と合意した期日まで返還しない。
- 3 基金の返還の手続については、返還する基金の総額について定時社員総会の決議を経るものとするほか、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を理事会において別に定めるものとする。
- 4 その他、基金の募集、基金の返還等の取扱いについては、理事会において管理するものとする。

第9章 定款変更及び解散

(定款の変更)

第38条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第39条 この法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産)

第 40 条 当法人が清算するにおいて、有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益
社団法人若しくは公益財団法人又は特定非営利活動法人に贈与する。